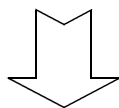


第2章 「とくしま農林漁家民宿」の開業に向けて

ステップ1

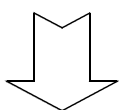
農林漁家民宿を調べてみよう！

- ①インターネットで
- ②家族に相談する
- ③実際に農林漁家民宿に宿泊



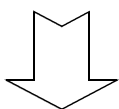
ステップ2

簡易自己チェックをやってみましょう！（必須）
（P.5の「簡易自己チェックシート」を作成。）



ステップ3

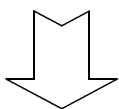
「とくしま農林漁家民宿」相談窓口へ相談する



ステップ4

構想を練る

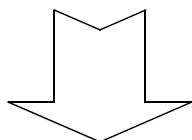
- ①素泊まりか・食事を提供するか
- ②部屋を決める
- ③体験プログラム
- ④宿泊契約と約款（宿のルール）
（予約の解除，営業時間，貴重品など）



ステップ5

開業に必要な手続を行う

- ①施設の改修を行う
- ②許認可等の手続を行う
- ③接待・宣伝活動の準備
- ④地域との連携



開業

「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」(その1)

住 所：
氏 名：

印

	関係法	内 容			該当に○	備 考	
経 営 に 関 す る こ と	余暇法	経 営 者	農家（法人等経営含む）				
			林家（法人等経営含む）				
			漁家（法人等経営含む）				
		上記以外 （個人に限 る。）	地域内の農林 漁家との連携	あり		→「とくしま農林漁家民宿」対象外	
				なし			
		農林漁業体験 プログラム	あり（自らのみ）		経営者が農林漁家であること		
			あり（自ら、あっせん）				
あり（あっせんのみ）			民宿所在地が特区であること				
なし			→「とくしま農林漁家民宿」対象外				
営 業 に 関 す る こ と	旅館業法	客室延床面積	33㎡以上 （目安：畳20枚以上）			簡易宿所営業許可必要 →「とくしま農林漁家民宿」対象外	
			33㎡未満				
		最大収容人数	10人以上			→「とくしま農林漁家民宿」対象外	
			10人未満（ 人）				
		家族人員			人	—	
		トイレ	家族 共用	男性用	箇所	—	適当な数の便所があること
				女性用	箇所		
				男女共用	箇所		
			客 専用	男性用	箇所	—	
				女性用	箇所		
男女共用	箇所						
洗面施設数	家族共用		箇所	—	適当な数の洗面設備があること		
	客専用		箇所	—			

「とくしま農林漁家民宿」の開業に係る「簡易自己チェックシート」(その2)

	関係法	内 容		該当に○	備 考	
営業に関する こと	食品衛生法	飲食物の提供	あり (1泊2食付, 1泊朝食付など)	次の2つを台所に設置。 ・従事者用手洗設備 ・流水式洗浄設備	あり	飲食店営業許可必要 食品衛生責任者の設置必要 (食品衛生責任者養成教育修了者等)
			なし	なし	なし	施設の改修必要
		なし(素泊まり, 自炊(料理体験含む))				飲食店営業許可不要
		使用水	水道水			
			井戸水等(水道水以外の水)		年1回以上の水質検査必要	
施設	消防法	次の全項目に該当するか。 ① 一般住宅と併用 ② 旅館用途部分の面積が, 一般住宅部分の床面積より小さい。 ③ 旅館用途部分の床面積が50㎡以下			全ての項目が○の場合は, 「一般住宅」扱い。 一つでも該当しない場合は, 消防用設備の設置が必要となる場合があります。	
		消防法令適合通知書の発行 (旅館業の営業許可申請に必要)		—	消防本部に相談 (施設平面図, 位置図, 建物の配置図が必要な場合があります。)	
整備に関する こと	建築基準法	次の全項目に該当するか。 ① 住宅と併用 ② 客室用途部分の床面積が33㎡未満 ③ 各室から直接避難可			全ての項目が○の場合は, 「住宅」扱い。 法律に基づく措置や手続き等は必要ありません。	
		旅館用途部分床面積	100㎡以下		建築確認申請不要	
	100㎡超			建築確認申請(用途変更)必要		
	浄化槽法	浄化槽	農林漁家民宿専用			処理人槽=民宿の定員(人)
住宅の一部を民宿として利用し, かつ客室の床面積33㎡未満				一般住宅扱い		
		住宅と民宿で浄化槽を共用する場合で客室の床面積33㎡以上			処理人槽=民宿の定員(人) + 5人(住宅用途面積130㎡以下) または 7人(住宅用途面積130㎡超)	
	水質汚濁防止法	特定施設(ちゅう房施設, 洗濯施設, 入浴施設)を設置。			保健所環境担当等に相談	

注1) 客室延床面積(33㎡)については, 通常足を踏み入れない, 押入, 床の間, 簡単には移動できないタンス等の面積は除く部屋の面積。

2) 消防法における旅館用途部分の床面積(50㎡)については,
客室(部屋の面積, 押入, 床の間等を含む。) + 共用部分(台所, トイレ, 風呂, 廊下, 玄関等)の面積を客間と自室専用部分の面積で按分した面積。

3) 建築基準法における旅館用途部分の床面積(100㎡)については,
客室(部屋の面積, 押入, 床の間等を含む。) + 共用部分(台所, トイレ, 風呂, 廊下, 玄関等)の面積。